

田代  
幹夫  
著述

臺灣軍記

四

10

15

20

25

30



A 400  
56

臺灣軍記四編

田代幹夫 編

儲たくらも六月廿二日南臺灣なんたいわんの本營ほんえいに清使等せいしとう甲乙けつえつ来  
 訪ほうして西郷都督せいこうととくと應接おうげつし及およぶと渠みちより申まうし掛  
 るの齋さい々々都督ととくの為ために説破せつぱらむて終日しゅうじつも一いつ其  
 議論ぎろん遂ついに結尾けつびに至いたらねば廿五日にじゅうごにちの再議さいぎを約やくし  
 て清使等せいしとう辭ことして退ひききしうべ次つぎの日ひ西郷都督せいこうととくに  
 ハ佐久間参謀さくまさんぼうを始はじめとして譚官等たんくわんとうをバ従したがへつ

48-8065



渠が(チヤシア)の旅館を訪ひ昨日の来営を謝せ  
るもぞ清使のハもと論談及ぶんと為り  
て都督ハ既廿五日を再議と約せし事あり故  
此日ハ餘談及ぶるの更ニ國事を論ぜばと  
ぞ介程廿五日ハ兼て約せし事あるに清使等  
再び本営に來り又りや都督と議論及ぶ互  
の論辯陸続とて此日ハ遂に事を決せ延て  
廿六日の黄昏に至りつゝ稍結局に至るといふ

二日の間の大議論ゆへ一々枚舉ひ違あらず其  
概略を茲に言ひて専ら清使の方にて此臺灣  
の全島の総て支那の所轄をせは是より後の處  
分も於てハ清國の政府にて為すべき旨を言ひ  
張むバ都督の其然らざりの理りを辨解し且  
つ日本の意とまじり所ハ唯野蠻等が暴悪を懲  
將來の慮りありらん事を欲せりとの毫おかり  
も支那の領地を略掠いんとまじり所為にあらず



と彼を論ト是を議する其論昂激き至りてハ  
疾風の砂礫を飛ぶが如く其語の平温あり於  
てハ河流の蕩々たるが如く當下清使の言出る  
やう嚮より百方論談み及ぶといまざ決議に至  
りぐさ一然バ貴國の主とせらるるハ後來航海  
の人民に害あらしめん為にあまバ我朝全島の  
法度を嚴し一以来蠻夷の族をして必らざる其残  
害を恣あらしむせざる為に貴國に人質を送りて

以て是が證とまづ言ふを西郷氏ハり出所  
て貴國我に人質を送りて卑職夫を證とて  
貴國を信ぶる事を得ると言ふを清使ハ訝りて  
开ハ又何の故ありぞと問返さむて打領き抑南  
臺の事も於るや貴國もて為す所総て反覆表裏  
めて詐偽を出せしむ事あり其故を奈何もと  
いふも我が民蠻夷に虐殺さるるあり既に二年  
を経ると雖も貴國に悟とて知らざる者の如く



りてあり今に至りて征伐の貴國の任と言はるる  
条信トグとまきの其一あり曩も副島大使を以て  
談判及び一とたの蕃地ハ政府の外ありと答  
へ今強ち全島を貴國の所轄と言張らるる更  
信トグとたの其二あり既に先年琉球の漂民土  
蕃の害も遇しあり以來我が政府より問罪の擧  
を貴國も通報し及び然して師をさし向けし  
我が通報當然の時期に於てせざるを以て貴國

の出兵其機も後我が師を以て援くる事能はざ  
るに至るは是則ち其三あり是等を以て考  
ふせば假令貴國の政府もて此地の處分をせ  
るるも將來土蕃の暴悪を恣にする為に  
と言はるるに至りてハ卑職決して真とせば是則  
貴國を以て信ト得ざるの所以ありといふを清使  
ハ聞ありも満顔朱をりて注ぐ如く怒せる眼  
を見開きつゝ憤然とて傷多譯官を大いに



詔<sup>の</sup>りゆう苟<sup>も</sup>くも三<sup>えん</sup>軍<sup>の</sup>の統<sup>とう</sup>將<sup>しやう</sup>もてあらん者<sup>もの</sup>が外<sup>がい</sup>  
方<sup>かた</sup>の使<sup>し</sup>節<sup>せつ</sup>も對<sup>たい</sup>し斯<sup>ごと</sup>の如<sup>ごと</sup>くの暴<sup>ぼう</sup>言<sup>げん</sup>を加<sup>くわ</sup>ふる事<sup>こと</sup>の  
ありべきは是<sup>こゝろ</sup>必<sup>かならず</sup>ず都<sup>と</sup>督<sup>とく</sup>の語<sup>ご</sup>を卿<sup>きやう</sup>が譯<sup>やく</sup>し誤<sup>あやま</sup>る  
あらん何<sup>なん</sup>ぞ粗<sup>そ</sup>忽<sup>とつ</sup>の甚<sup>たゞ</sup>しきやと言<sup>い</sup>ふを都<sup>と</sup>督<sup>とく</sup>の慰<sup>なぐさ</sup>  
めて決<sup>けつ</sup>して譯<sup>やく</sup>官<sup>くわん</sup>の罪<sup>つみ</sup>もあらん僕<sup>わが</sup>貴<sup>き</sup>國<sup>こく</sup>と事<sup>こと</sup>を議<sup>ぎ</sup>  
し約<sup>やく</sup>を定<sup>さだ</sup>めんと欲<sup>ほつ</sup>するや或<sup>ある</sup>は詰<sup>つ</sup>り或<sup>ある</sup>はまご論<sup>ろん</sup>  
を究<sup>きう</sup>むるもあらんむんが敢<sup>あ</sup>て信<sup>しん</sup>扱<sup>あ</sup>まべうらざを  
ば妄<sup>まが</sup>りも愚<sup>ぐ</sup>衷<sup>ちゆう</sup>を演<sup>えん</sup>るのそ君<sup>きみ</sup>倘<sup>たう</sup>も是<sup>こゝろ</sup>を愉<sup>よろこ</sup>しとせ

を怒<sup>ど</sup>氣<sup>き</sup>自<sup>じ</sup>ら制<sup>せい</sup>しぐこくの先<sup>ま</sup>此<sup>こゝろ</sup>儘<sup>まま</sup>に姑<sup>あや</sup>く措<sup>か</sup>き  
他<sup>た</sup>日<sup>じつ</sup>復<sup>ふく</sup>び論<sup>ろん</sup>ぜんと言<sup>い</sup>ふも清<sup>せい</sup>使<sup>し</sup>も心<sup>こゝろ</sup>解<sup>と</sup>らん面<sup>おもて</sup>の  
色<sup>いろ</sup>を和<sup>わ</sup>らざるは稍<sup>せう</sup>平<sup>へい</sup>常<sup>じやう</sup>の談<sup>だん</sup>話<sup>わ</sup>も至<sup>いた</sup>りて尚<sup>なほ</sup>も万<sup>まん</sup>  
般<sup>ばん</sup>應<sup>おう</sup>答<sup>た</sup>あり後<sup>のち</sup>遂<sup>つい</sup>も西<sup>さい</sup>郷<sup>きやう</sup>氏<sup>し</sup>の言<sup>い</sup>出<sup>で</sup>さるゝ趣<sup>おもむ</sup>きも  
ハ我<sup>われ</sup>が鞏<sup>きやう</sup>千里<sup>せんり</sup>の波<sup>な</sup>濤<sup>たう</sup>を凌<sup>しの</sup>ぎ速<sup>すみ</sup>く師<sup>し</sup>を海<sup>かい</sup>外<sup>がい</sup>に曝<sup>ばく</sup>  
しその功<sup>こう</sup>獨<sup>どく</sup>り貴<sup>き</sup>國<sup>こく</sup>に歸<sup>かへ</sup>りかバ我<sup>われ</sup>徒<sup>た</sup>らも財<sup>さい</sup>力<sup>りき</sup>を  
費<sup>つひ</sup>し貴<sup>き</sup>國<sup>こく</sup>の為<sup>ため</sup>に荒<sup>あ</sup>土<sup>ど</sup>をハ開<sup>ひら</sup>墾<sup>けん</sup>する如<sup>ごと</sup>き業<sup>わざ</sup>を  
たり其<sup>その</sup>損<sup>そん</sup>をまご奈<sup>なん</sup>何<sup>なん</sup>せんやと突<sup>つ</sup>き至<sup>いた</sup>りて清<sup>せい</sup>國<sup>こく</sup>



より日本行軍の費を償ふ及ん事清國との信を徴するの最も確然たるありと言ふ  
に至り廿六日の黄昏に議論漸く結局に双方権  
の約束を定む則ち其條に云く

- 第一 征臺の役日本一切の軍費は清國政府  
之を償却せむべし
- 第二 清國政府嚴に臺蠻を制馭し将来決  
て外人に殺せしむべからず

第三 前条の約議決定せば乃ち日本在臺の  
軍を撤去せむべし

此時清使の言へるや斯の如きの約議に於て  
ハ我政府に善を好し必を貴國の需むる所の軍  
費を償ふ事に至らん卑職もまた力を盡し事整  
ふやう致すべしと言ふに都督もこれを應じて  
卑職も又日ありて兩國政府の本約議決定  
に至る迄ハ敢て盜賊を征討せむとは是を互



ひの應答果<sup>ち</sup>なり 乃<sup>も</sup>て次の日清使等<sup>ら</sup>は此地を退<sup>き</sup>  
き去<sup>り</sup>らんとするに 前日風雨烈<sup>し</sup>くして 彼の海<sup>は</sup>  
口<sup>は</sup> 錨<sup>を</sup>をおろせし 支那の二艘の軍艦<sup>は</sup> 荒波<sup>に</sup>  
揉<sup>み</sup>まれて 幾回<sup>も</sup>覆<sup>れ</sup>らんとする程<sup>に</sup> 舟子<sup>等</sup> 大い<sup>に</sup>  
倉皇<sup>と</sup>て 陸<sup>に</sup>登<sup>り</sup>らんとおしつゝも 溺<sup>る</sup>者<sup>も</sup> 尠<sup>し</sup>  
うらば 余<sup>は</sup> 二艘の軍艦<sup>も</sup> 乗<sup>り</sup>静<sup>む</sup>る事<sup>あり</sup> ぞし  
て 風<sup>の</sup>まよ<sup>く</sup> 北方<sup>へ</sup> 遂<sup>に</sup> 漂<sup>ひ</sup>去<sup>り</sup>し 清使<sup>は</sup>  
ハ 水路<sup>を</sup> 行<sup>く</sup> 事<sup>慚</sup>ハ 是<sup>は</sup> 非<sup>あり</sup> 途<sup>を</sup> 陸<sup>に</sup> 入りと

めて 臺灣府<sup>へ</sup> ぞ 赴<sup>き</sup> びり 茲<sup>に</sup> 可笑<sup>し</sup>き 話<sup>説</sup> あり  
り 彼<sup>の</sup> 清使<sup>が</sup> 旅館<sup>より</sup> 都督<sup>の</sup> 本營<sup>に</sup> 到<sup>り</sup> 毎<sup>に</sup> 支<sup>那</sup>  
那<sup>の</sup> 兵丁<sup>一</sup> 小隊<sup>づ</sup> 必<sup>ず</sup> 護衛<sup>を</sup> 其<sup>の</sup>  
舉動<sup>不</sup> 都<sup>東</sup> あり 髪<sup>の</sup> 例<sup>の</sup> 三組<sup>にして</sup> 後<sup>へ</sup> 垂<sup>せ</sup>  
黒<sup>く</sup> 塗<sup>り</sup> 帽<sup>を</sup> 蒙<sup>り</sup> 身<sup>は</sup> 白<sup>木綿</sup> の 支<sup>那</sup> 服<sup>を</sup>  
黒<sup>き</sup> 縁<sup>を</sup> 取<sup>り</sup> 著<sup>し</sup> 廣<sup>き</sup> 股<sup>引</sup> を 着<sup>き</sup> け  
が 多<sup>く</sup> 汗<sup>と</sup> 垢<sup>は</sup> 汚<sup>ま</sup> 其<sup>の</sup> 形<sup>状</sup> 甚<sup>ど</sup> 穢<sup>氣</sup> あり  
足<sup>は</sup> 大<sup>抵</sup> 素<sup>靴</sup> 履<sup>き</sup> 者<sup>は</sup> 稀<sup>あり</sup> 鍔<sup>あり</sup>



砲ハ元込の三バントめあはむが其他種々の小銃を取交  
ぜて持てり仍て軍粧不揃あり余バ都督と談判  
の間隊を整つ列を正してこを警衛せり事能  
ハ成或ハ甘蔗を嚙ミ檳榔子を喰ひあどして高  
聲ヲ談笑するを躰聊ウ紀律なきが如し中々も指  
揮役と覺しき者殆ど大屈せし状にて這所彼所  
徘徊せしぐ遂に營中焚出し場に至り忙然と  
て復こころもぞ飯焚の下男等がこを澤庵大

根の切端を興へしに歡んでこを食ひ尚も余  
の食物を乞ひんとせり偕あつ或日の談判の時  
この兵隊に午飯を賜ひし事ありしに兵丁蟻  
の如く集りておのく先を争ひつゝ互ひに奪ふ  
て食へりとぞ此ハ臺灣府雇入の兵丁由ハ斯の  
如くの景況ありて勇氣ありとも思はれ清國一  
般の兵隊然るもの非ざるべしと或人言つ然  
ハまゝ野蠻の族に去る五月廿二日石門口の



戦ひ彼の牡丹社の酋長さへ命を殞しけりし  
ハ高士滑爾乃射不果ると言ふ諸蕃も大いに膽  
を落して威家を棄老幼を負ひて山林或は草深  
き所を逃避し居るが其後六月一日より  
全軍大撃して三方より進み三日の間山中を獵  
りて蠻夷の巢穴を焼くどせしむるが渠等はいよ  
う恐怖して尚山深く隠れしけり然るも我が都督  
府にては専ら嚮る帰順せし熟蕃及び生蕃等を

保護し諸口の兵を出し置ていまは降伏し及ば  
ざる牡丹社の餘の野蠻等が通行の路を絶ち糧  
食彈藥を買入るの地を失はしめしけりしハ  
斯てハ蠻夷等何時迄も身を潜むる事能ふも  
しと思ひ設けて居しけりし案に違はば牡丹族等  
ハ暴悪しし人事を知らぬ禽獸の如き者を世  
ども曩も拙を焼盡さし巖窟石間に潜ししが炎  
暑烈し死時節と言ひ暴風霖雨の屢あり是を



へ凌ぎぐるるる食を需むる路絶ぐるるも遠が  
の野蠻も困苦も堪を終る七月一日に至り豫て  
帰順の酋長も就て歎願も及びつゝ牡丹其他諸  
酋長も我が本営の軍門も来りて罪を謝し  
て降を乞へり是も仍て南臺の蕃地悉く平定を  
し我が王命も逆ふ者一人もあらず雖も生蕃  
の民も於てハ固より理義を知らずして反覆常  
ある者どももあせば我が兵此地を引拂ハて又忽

ちも舊性も復し野蠻等互ひも争闘を事とし且  
熟蕃の人家を悩し或ハ各國航海の妨げをなせ  
る事始めの如くありつゝ尚姑くハ諸口の  
兵を其儘もして置き置かんとして只糧食と生業  
の道を自由も做しむるのそ其餘ハ令を嚴めし  
て忽せあるも護らせり爰もまた米人(リゼンド  
ル氏)と喚りて豫て我が國も雇入せし人あり  
が故も蕃地も兵を向るの始め甲比丹(カセル)氏



等諸共の種々周旋及びつ彼地の酋長を説  
得し帰順させざる事あり然して後(リゼンド  
ル氏)又臺灣の事件を就きて日本の使人と  
り南支那を赴きて平和の策を施さんと稍厦門  
の地を到りし米國領事官(ハインドルソ)と言つる  
人厦門を滞留ありり(リゼンドル)を捕縛せ  
り其故を奈何と言ふも臺灣の事件起るのま  
め既に米國の議院にて局外中立と決せしむる

米國の保護を受る者ハ事ハ携ハるまドきの旨  
命令を下せし今(リゼントル)令を付き則ち蕃地  
の事をつきて日本の使人とあり支那に到りし  
を罪として此廉をりて領事より厳しく難問  
及び一町(リセントル)氏の英才あり仍て其身を律  
面に背くの罪條ありざる趣きの理非曲直を明  
らに舒て縷々辨解し及びしうバ領事官も道  
理を服して忽ち縛を解しとぞ夫ハ儲置き蕃地



あてハ彼の牡丹等十八社悉く降伏の後ハ都督  
府の法度嚴あるが故に南臺甚靜謐にして實に  
此地の開闢以來斯のどきの太平ハあり是迄  
ハ諸部の土蕃等常に事ひを事として強きを勝  
とありしうも即今互ひに親睦して相共に行通  
ひ別て熟蕃の如きハ於て固より柔弱ありが  
故に牡丹自餘の生蕃等も若くめらるる莫憂  
むバ迂濶の山中に入り事あるは只海邊の僅

の地のも白晝に往来して田畠あるどの作りを  
做好も刀を帯び槍を提げ或ハ弓矢を携へど  
むバ仮にも門外に出る能はざ夜ハ故に門  
戸を鎖して渠が乱妨を怖む居らるが此節ハ山  
ふ入りて自が勝手も柴薪を取り或ハ谷川も小  
魚を足探るも刀も帯びる弓矢の類ひを携ゆる  
の用心も及ばざ夜も納涼して村里を徘徊し  
或ハ我が營外も来りて燒酎又ハ甘蔗鶏卵ある



とを賣歩行り思ふ我が兵の進撃せしむ既  
あつて此島の開化の進むの端あるんや借杜丹  
等の十八社の七月一日降伏の後ハ屢我が本營  
に訪来りて大いに和親を結びしが一日杜丹の  
酋長ハ四重溪の民家を借受け西郷都督を始と  
し自餘の部將軍吏を招きて響應も及びし事あ  
り其時轎子にて都督等の送り迎ひをせしと言  
ふことある依て都督よりフラスケツト及び刀劍

小銃の類ひ種々の品を贈らるるが酋長よりも  
黄牛の類何れもせとあり献しけり斯の如くも相  
互ひも親しむを厚くして疎意なき躰も見へし  
りバ石門山の後ろあり双溪口を成らせ置たる  
屯營を引拂ひて咸本營に歸らしむ是より先長  
崎あり木材その他松杉の苗もと取下せしめて  
本營及び兵士の屯所を追々造立せし事數十棟  
に至りしうは是より兵士を移らしめて是迄海岸



小張渡す天套ハ漸くも取除け且つ龜山の本  
營の前も新らも造り設けり大路の兩側も彼  
の松杉の苗を植並べり又彼の大倉喜八郎あり  
者本營の裡もありて酒醬油その餘の雜貨を是  
彼と鬻ぐもぞ大いも營中の便利なるぞしる近  
頃まゝ湯屋髪結床躰屋蕎麥店牛肉舗もど追々  
も開りりし此地ハ炎熱烈ししして寒暖計中  
百度を過しも八月の中浣もいりり暑しく暑氣

の薄ろぎなり然ども病疾の者多く三千餘人の  
其内もて凡一割ハ悩めりとぞ這ハ其風上の変  
りしと氣候の悪きのもありて全くの食物の宜  
しうらぎる故ありんと言ひり斯の如くも我ガ  
兵の久しく蕃地も滞留も事尚異存りやあり  
んうと大いも疑ふ所やありん支那より出  
る兵ハ咸臺灣府も此して我ガ動靜を伺つバ  
此地と廈門の間もあり澎湖といへる島の中も



新あらたなる砲臺たうたいを築きうんと英人あいつを雇かひて修營しゆえいせり  
又また廈門かまもんの地ちに於おての臺灣たいわんの形勢けいせいを瞭りょうと知しるよ  
しあらざせば種々しゆしゆさあぐの流言りうげんあり始めの支し  
那なの政府せいふより償金ちやうきんをさし出でし此場このばの危急ききうを救すく  
ふと言いふ風説ふうせつ一時専らありしが又また或あるは日本にっぽんよ  
り蕃地ばんちに許多きよたの農具のうぐを取寄とせ家居かゝを丈夫ぢやうぶに建た  
杯はいまぐの連々れんれん男女なんにょを本國ほんこくより移うつし彼地かのちを開墾かいこん  
るきんと言いふ下心しんしんあり故ゆゑあつん連れん兵へい器きを用もち

ゆるをあらまが日本にっぽん人を彼島かのしまより追返おひ返しす事こと不  
るまじると近頃ちかごろ大いなる取沙汰とりさたありて支那しなの軍ぐん  
吏等しとう日本にっぽん勢せいと戦争せんじやう不及ふたふべき准備じゆんび頻しばしばりよ為なす  
のより或あるは軍官ぐんくわん中に於おて其家族そのかぞを郷里きやうりに送り  
歸かへし家財かさいを外あに運こぶあまはまのや日本にっぽん大軍たいぐんを  
率ひきひ此地このちに襲来しゆらいするあんど根ねもるべき事ことを吐出はきだ  
まより人氣じんき大なる狼狽ろうたいして幼おとを負かひ老ろうを助たすけ  
静穩せいゑんの地ちに逃にげ走る者もの日々千せんをりて數かずありよぞ



動揺りつとも甚しき警報嘉永癸丑の年我が浦  
賀港へ亞米利加州の使船を止めて来りし時江  
戸にて騒擾ありしと略其形勢似たりと言ふ  
恠る騒ぎのうち於て最も笑ふべきの一事あ  
り此頃泉州といふ所にて進士對策ありし依り  
所々あり生徒等集りたる其中に廈門より一人  
来りし者ありしが一日官府の試験に在りしと  
き何者か言出けん即今俄く日本に軍艦廈門

小来り乱妨して市街家屋を破壊し既に件の生  
徒の家族も威殺害を遇つりと言ふ此流言を所  
くよりん被人大いに驚きて忽ち氣絶ありしを  
バ學友に之を介抱し軀を竹輿に助衆せて廈  
門の伴ひ返りしは是偏に清國の郵便電信蒸  
氣車ありし神速の便りありざる故臺灣の事  
件もつきてん確實な報を聞き事を得ず只その  
妖言空説の之を万般に聞僻めて人々疑惑を抱



流言の生駭  
 徒試の場  
 問絶の生



是より先清  
 國駐劄全權公使柳原氏を以て北京に赴きて這回  
 蕃地へ師を向する野蠻を懲り良民を安んずる  
 が為にして敢て支那と鄰國の釁隙を開くはあ  
 らざるの条相通むべし之の旨勅命を蒙りて過日  
 上海へ到らせし彼國の官吏を會して追々迎接  
 及びせしむ其言ふ所表裏を出て齟齬する事  
 の多しを以て此言の北京に到り政府大臣を面會



直ち此事を決せんと駭て上海を發しつゝ天津といふ所に至り茲に支那の有名あり大臣李鴻章と喚ぶ人此天津に在留して尙日本の公使來らば臺灣の事件を論明し其理非決するにあたりざりせば敢て北京に進ませざると辞を放ちて待受けしる果して柳原著津せしむべ李鴻章對面して蕃地の事を論せんともども柳原氏思はるゝやう這処にてよき議論を

時日遷延するの多し却て事の運ぶまじと疾く不慮をめぐらさむしうは故意と素知らぬ風勢にて僕に敵邦の朝命を奉じ貴京に駐劄せし者にして更なる是等の事件を論するに任非むと此時まに李鴻章の一紙の書付を取出して披見ありしと進むゆゑいあむよしくあくこを讀むる這回臺灣の擧る於てハ其曲日本ありが故に願はるゝの談判を遂げて



當の所置を為すとの其意を備ふ書載り柳  
原氏見終りて卑職固より臺灣の事件の委しく  
ことを知らび別て恁る重大の事件を中途に在  
りて論まべきにあつては倘論ぜざしと恹ハぬ義  
あらば我北京に赴きしうへ貴國の大臣と商議  
まづしと辭して其座を退きつ次の日北京に進  
みしうバ道が有名の李鴻章と詮方あるぞ居る  
りりり余バもと我が政府もつて去年副島大使

をりて談判を及びしと今日支那を言ふ所の  
大いなる齟齬ある所あり固より政府を置せざる  
てハ國權を全ふするのそ敢て支那との交りな  
破るべきにあつたれども渠倘蕃地の兵を追はん  
と兵力を示すよ於てハ我もまた已を得ざるを  
應せざるを得ずと爰に朝議の定まりあり是  
等の旨を柳原公使に傳達し及むんとあ去る七  
月十六日外務省四等出仕田邊太一を命じらる也



其日清國へ發せしが尚も廟議在せしむる更も  
大久保内務卿を全權辨理大臣に任し金井權次  
内史等甲乙の数名の官負とせし附属し八月六  
日東京を發して程なく長崎に着せらる斯て同  
月十六日龍驤艦に乗つて長崎港を發航あり  
支那の政府へ到らるる顧ふに嚮ふ柳原公  
使の既ち北京に在留ありし尚も大久保大臣  
の彼地に發向せしむる事の遷延あるやう

斷然支那の大臣と大議論も及ばせて蕃地の事  
件の結落を定めらるんが為ありべし此应答の  
次第もよりて何時の和戦の兩條も決まらざるの  
事あるは何時兵を發せんも測りがたきの折柄  
故即今海陸軍兩省もての専ら軍粧の御用意あり  
るよし此先甚廢る結末も至らん既ち大久  
保大臣の彼地に到着せしむる後も種々の新聞  
を所くと雖もいまだ事實の分明せざ不日確報



を得るも速くも記載して此次編を発売  
るまづ

臺灣軍記四編  
春園暢淨書

# 國史早學

初編二冊 後編近刻

光風社編輯

此書ハ我邦歴代の事跡を如何にも解り易き様巧ウツクシクハ  
説出—古今の治乱人物の善悪等恰も掌上テのうへに見る如し  
諸君子一覽して文辭の妙ありと早學の虚名ウソの名をふる事を  
知り玉ふべし

# 商法必讀

初編三冊 二編一冊 三編近刻  
同上 薄葉摺合本一冊



此書ハ金銀借貸諸品賣買等商法一切の事柄并に地租地券公  
 債証書の二件酒油舟車家祿婢僕の諸税等御一新以来御規則  
 御達残らば編輯をば商家ハ勿論四民僧俗共一日も欠くらざる好書之

近世義烈傳

亀谷省軒著

一冊

此書ハ近世の豪傑平野次郎真木和泉等十人の事跡を  
 片假名にて讀易く書綴りたる實録あり

三府

發兌

- 堺屋 仁兵衛
- 河内屋 喜兵衛
- 浪原屋 茂兵衛
- 浪原屋 伊八
- 山城屋 佐兵衛
- 和泉屋 市兵衛
- 河内屋 文助



